

12項目 かいこ やといど 解雇・雇止め

かいこ 解雇された場合どうしたらいいのでしょうか？



かいこりゆう 解雇理由や解雇日を書面でもらうとともに、「しゅうぎようきそく 就業規則 (p10) 参照」の決まりを確認し、本当にあてはまるのか考えましょう。

ふとう 不当な理由による かいこ 解雇だから かいこてっかい 解雇撤回 (取り消すこと) を求めたいなどの場合は、会社に いしひようじ 意思表示をする、そうだんきかん 相談機関 (p38参照) に相談するなどの対応が考えられます。

・ただし、あなた自身が何を求めるかを考えることが大切です。
(例: 不当な理由による解雇について争う、退職してより良い会社を探す、など…)

かいこ 解雇とは？

会社が一方的に労働者を辞めさせることです。

解雇は「客観的に合理的で社会通念上相当な理由」がなければできません。

⇒「**社会の常識にかなった納得できる理由**」でなければ解雇はできません。

※契約の期間に定めのある契約（契約社員など）の場合、その期間は、労働者と会社双方で「その期間働きます・雇います」という約束をしています。

よって、会社からの一方的な解雇は約束違反となり、例えば、「会社が災害で事業を続けられない」、「労働者が会社のルールをわざと守らなかった」等の「**やむを得ない理由**」がなければ解雇できません。

また、会社は解雇をする日より30日前までに労働者に予告をする必要があります。予告がない場合は（30日－解雇日までの日数）分の平均賃金（1日あたりの賃金の平均）を支払う必要があります。

やとど 雇止めとは？

期間に定めのある契約（契約社員など）で働いている労働者が、契約の期間が終わる時に、次の契約を新たに結びたい（更新したい）と会社に申し込んだにもかかわらず、会社が更新を断ること。

労働者



更新したいです!



不成立!!!



更新できません!

会社



会社は更新するか、しないかを定める「**基準**」
を労働者に示さなければなりません。

13項目 退職

^{じひよう}「辞表」^{たいしよくとどけ}「退職届」^{たいしよくねがい}「退職願」のちがいは？



^{じひよう}「辞表」や^{たいしよくとどけ}「退職届」は、「会社^{いし}の意思とは関係なく、^{たいしよく}退職する」という強い^{いしひようじ}意思表示です。

会社^{どうい}の同意は必要ありません。
ただし、^{てっかい}撤回（取り消すこと）もできないと考えられています。



^{たいしよくねがい}「退職願」は「退職^{たいしよく}のお願い^{ねが}」なので、会社^{どうい}の同意が必要です。
会社^{たいしよく}が退職に同意する前であれば、^{てっかい}撤回できると考えられています。

退職とは？

労働者が自らの意思で、一方的に会社を辞めること。

◆期間の定めのない労働契約（正社員など）における退職

いつでも退職をすることができます。

退職の意思表示をした日から2週間経てば、労働契約が終了します。

会社の同意がなければ退職できないというものではありません。

就業規則（p10参照）などに「退職の1か月前までに申し出ること」などの決まりがある場合でも、2週間経てば辞められるのが原則ですが、円満に（争いなく）退職したい場合は、会社のルールに沿って辞めるのが望ましいでしょう。



◆期間の定めのある労働契約（契約社員など）における退職

原則、期間の途中では退職できません。

ただし、「やむを得ない理由（重大な病気やケガ）」がある場合は辞めることができる場合があります。

約束した契約期間の途中で勝手に辞め、会社に損失を与えると損害賠償責任が生じる場合もあります。会社とよく話し合い、円満に退職しましょう。

また、契約の期間が1年を超える契約で、働き出してから1年を超えた日以降は、契約の期間に決まりがあってもいつでも退職できます。



ポイント!!

退職勧奨

— 退職勧奨 —

退職勧奨とは、会社から労働者に「辞めてくれないか」と退職を勧めることをいいます。

あくまでも「退職を勧めているだけ」ですので、断ることもできます。

解雇（p30参照）とは違うということを覚えておきましょう。

第4章 まとめワーク

下の□から適切な言葉を選んで穴埋めをしましょう!

Q1 解雇とは、□が一方的に□^やを辞めさせることです。

▣ P31 をチェック

Q2 雇止めとは、期間の定めのある契約で働く労働者が、契約期間終了時に、契約の□を申し込んだにもかかわらず、会社が更新を断ることで

▣ P31 をチェック

Q3 □労働契約は、いつでも退職することができます。
会社の□がなければ退職できないというものではありません。

▣ P33 をチェック

Q4 □労働契約は、原則、期間の途中では退職できません。

▣ P33 をチェック

Q5 □とは、会社から労働者に「辞めてくれないか」と退職を勧めることを言い、労働者は□^やことができます。

▣ P33 をチェック

期間の定めのある / 断る / 労働者 / 会社 / 退職勧奨

期間の定めのない / 更新 / 同意



コラム

ろうどうくみあい 労働組合

労働組合とは、労働者が働く上での^{けんり}権利を守ったり、^{ろうどうじょうけん}労働条件（給料や働く時間など）をより良い方向に改めるために自主的に作る団体です。

会社と^{こうしやう}交渉（^{こうしやう}団体交渉）をする中で、会社と労働組合で^{ろうどうきやうやく}取り決め（労働協約）を結ぶこともあります。



チェック!

- ! ^{だんけつけん} **団結権** : ^{けっせい}労働組合を結成する権利
- ! ^{だんたいこうしやうけん} **団体交渉権**: ^{だんたいこうしやう}団体交渉を行う権利
- ! ^{だんたいこうどうけん} **団体行動権**: ^{ようきゆうじつげん}要求実現のために、団体で行動（^まビラ撒きやストライキなど）をする権利